

環境管理関係許可等審査基準及び指導指針

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

目 次

第1 目 的	1
第2 定 義	1
第3 知事を処分権者とする環境保全関係法令等に基づく許可等の申請に対する処分一覧表	2
第4 環境保全関係法令等に基づく許可等の申請	
1 瀬戸内海環境保全特別措置法	
1) 特定施設の設置	5
2) 特定施設の構造等の変更	13
2 土壤汚染対策法	
1) 健康に係る被害が生じるおそれがない旨の確認	16
2) 区域指定の申請	18
3) 汚染土壤処理業の許可（更新）	20
4) 汚染土壤処理業の変更許可	32
5) 汚染土壤処理業の譲渡及び譲受	35
6) 汚染土壤処理業の合併及び分割	38
7) 汚染土壤処理業の相続	41
8) 指定調査機関の指定（更新）	44
3 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	
1) 第一種フロン類充填回収業者の登録（更新）	49
2) フロン類の使用の合理化及び適正化に関する法律施行規則 第49条第1号の規定による認定及びその更新	53

環境管理関係法令等に基づく許可等審査基準及び指導指針

第1 目的

1. この基準は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成25年法律第39号）（以下「各法」という。）の許可等に係る審査基準及び指導基準について定め、環境保全関係の許可等事務における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民の権利、利益の保護に資することを目的とする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 法令の定め 法律、政令、省令に定められた事項
- 2 審査基準 行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第5条に定める審査基準であり、申請等により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 3 指導指針 和歌山県行政手続条例第34条に基づき、各法の目的を達成するため、統一的な行政指導を行うための基準をいう。

<凡例>

法令等の引用に当たっては、次の略号を用いる。

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和35年法律第145号）第〇〇条	・・・・・・	法第〇〇条
水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例（昭和47年条例第33号）第〇〇条	・・・・・・	条例第〇〇条
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第〇〇条	・・・・・・	法第〇〇条
汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第〇〇条	・・・・・・	業令第〇〇条
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第〇〇条	・・・・	指定令第〇〇条
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第〇〇条	・・・・・・	法第〇〇条
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省令・環境省令第7号）第〇〇条	・・・・・・	令第〇〇条

第3 和歌山県知事を処分権者とする環境管理関係法令等に基づく許可等の申請に対する処分一覧表

法令等	根拠法令	許可等の種類	審査基準	標準処理期間
瀬戸内海環境保全特別措置法	法第5条第1項	特定施設の設置の許可	P 5	処分庁 90日 (経由機関 20日)
		特定施設を設置する予定の工場又は事業場から河川、港湾その他公用の用に供される水域に排出される一定量以上の水が、瀬戸内海の環境を保全するうえにおいて著しい支障を生じさせるおそれがないかを審査する。(法第6条許可基準)		
瀬戸内海環境保全特別措置法	法第8条第1項	特定施設の構造等の変更の許可	P 1 3	処分庁 90日 (経由機関 20日)
		特定施設の構造等を変更するに当たり、当該特定施設を設置する工場又は事業場から河川、港湾その他公共の用に供される水域に排出される一定量以上の水が、瀬戸内海の環境を保全するうえにおいて著しい支障を生じさせるおそれがないかを審査する。(法第6条許可基準)		
土壌汚染対策法	法第3条第1項 ただし書き	健康に係る被害が生じるおそれがない旨の確認	P 1 6	処分庁 30日 (経由機関 20日)
		使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地の土地の所有者等であって、知事から通知を受けた者は、特定有害物質による汚染の状況について調査及びその結果を知事に報告することの期限延長の可否を審査する。		

法令等	根拠法令	許可等の種類	審査基準	標準処理期間
土壌汚染対策法	法第14条第1項	区域指定の申請	P 1 8	処分庁 2月 (経由機関 20日)
		使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地、一定の面積以上の土地の掘削その他形質を変更する土地及び土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査の規定の適用を受けない土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、環境基準に適合しないと思料するときになされる区域指定申請を審査する。		
	法第22条第1項 (第4項)	汚染土壌処理業の許可(更新)	P 2 0	処分庁 2月 (経由機関 20日)
		汚染土壌の処理を業として行おうとする者の汚染土壌の処理の事業に供する施設ごとの許可申請を審査する。また、期間の更新に伴う許可申請を審査する。		
法第23条第1項	汚染土壌処理業の変更許可	P 3 2	処分庁 2月 (経由機関 20日)	
	汚染土壌処理業の許可における汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力又は汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を変更しようとするときの許可申請を審査する。			
法第27条の2	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受	P 3 5	処分庁 2月 (経由機関 20日)	
	汚染土壌処理業者が当該汚染土壌処理業を譲り渡す及び譲り受けることにかかる承認申請を審査する。			

法令等	根拠法令	許認可等の種類	審査基準	標準処理期間
土壌汚染対策法	法第27条の3	汚染土壌処理業の合併及び分割	P 3 8	処分庁 2月 (経由機関 20日)
		汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割にかかる承認申請を審査する。		
	法第27条の4	汚染土壌処理業の相続	P 4 1	処分庁 2月 (経由機関 20日)
汚染土壌処理業者が死亡した場合の相続にかかる承認申請を審査する。				
法第29条 (第32条)	指定調査機関の指定(更新)	P 4 4	処分庁 2月 (経由機関 20日)	
	和歌山県内の区域においてのみ、土壌汚染状況調査及び法第16条第1項の調査を行う場合の指定申請を審査する。また、期間の更新に伴う指定申請を審査する。			
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	法第27条第1項 (第30条第1項)	第一種フロン類充填回収業者の登録(更新)	P 4 9	処分庁 30日 (経由機関 10日)
		業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器にフロン類を充填若しくは回収することを業とする者の登録申請を審査する。		
施行規則第49条 第1号	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条 第1号の規定による認定及びその更新	P 5 3	処分庁 60日 (経由機関 30日)	
				第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者の認定を審査する。

第4 環境管理関係法令等に基づく許可等の申請

1 瀬戸内海環境保全特別措置法

1) 特定施設 公共用水域に排出される水の1日当たりの最大量が50立方メートル以上の工場又は事業所に設置する水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設

種類	条 項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 指 針
法	5 1	<p>(特定施設の設置の許可)</p> <p>関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)において工場又は事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に水を排出する者は、特定施設(同条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設をいい、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水(以下「排出水」という。)の1日当たりの最大量が50立方メートル未満である場合における当該特定施設その他政令で定めるものを除く。以下同じ。)を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。</p>		
令	3 1	<p>(関係府県の区域から除外する区域)</p> <p>法第5条第1項の政令で定める区域は、別表第1に掲げる区域とする。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>4 和歌山県の区域のうち、御坊市、田辺市、新宮市、日高郡(日高町大字小坂、大字産湯、大</p>		

			<p>字阿尾、大字方杭、大字小浦、大字津久野、大字比井及び大字志賀（字小杭、字古小杭、字神田、字壺町田、字名草、字五反田、字畔田、字脇ノ田、字芦ヶ谷、字越ヶ谷、字石灘、字石田、字川久保、字大谷及び字岩戸に限る。）並びに由良町を除く。）西牟婁郡及び東牟婁郡の区域</p> <p>（設置の許可を要しない施設）</p> <p>法第5条第1項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>1) 下水道終末処理施設</p> <p>2) 地方公共団体が設置するし尿処理施設</p> <p>3) 地方公共団体（港湾法（昭和25年法律第218号）第2章第1節の規定により設立された港努局を含む。）が設置する廃油処理施設及び廃油処理業（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第15号に規定する廃油処理事業をいう。）の用に供する廃油処理施設</p>		
規則	3	2		<p>（特定施設の許可の申請）</p> <p>法第5条第1項及び第8条第1項の規定による許可の申請は、様式第一による申請書によってしなければならない。</p>	
法	5	2	<p>前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。</p> <p>1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名</p> <p>2) 工場又は事業場の名称及び所在地</p> <p>3) 特定施設の種類</p> <p>4) 特定施設の構造</p>		

規則	3	1	<p>5) 特定施設の使用の方法</p> <p>6) 特定施設から排出される汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法</p> <p>7) 排出水の量（排水系統別の量を含む。）</p> <p>8) 排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）その他環境省令で定める事項</p>	<p>法第5条第2項第8号の環境省令で定める事項は、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設にあっては用水及び排水の系統並びに特定施設（同条第8項に規定する有害物質使用特定施設（以下単に「有害物質使用特定施設」という。）に限る。）の設備とし、ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設にあっては用水及び排水の系統、ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項並びに緊急連絡用電話番号その他緊急時における連絡方法とする。</p>	
法	5	3	<p>前項の申請書には、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。</p>		
法	6	1	<p>（特定施設の設置の許可の基準）</p> <p>知事は、前条第1項の申請に係る特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>1) 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。</p> <p>2) 当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。</p>		

条例	2	2	知事は、前条第1項の許可の申請に係る特定施設が前項第1号に該当する場合においても、同条第1項の許可については、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響について十分配慮しなければならない。	
		1		水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の排水基準にかえて適用する排水基準を別表第1、別表第2、別表第4とする。 (別表は条例を参照)
		3	1	第2条の規定により定める排水基準を適用する区域は次のとおりとする。 (1) 別表第1に定める排水基準を適用する区域 第1区水域、第3区水域 (2) 別表第2に定める排水基準を適用する区域 第1区水域 (3) 別表第4に定める排水基準を適用する区域 第3区水域
		2		第1区水域 紀の川、橋本川、貴志川、土入川、大門川、有本川、真田堀川、市堀川（紀ノ川大橋から上流の水域）、和歌川（旭橋から上流の水域）、和田川、日方川（新湊橋から上流の水域）、山田川及び有田川（安諦橋から上流の水域）並びにこれらに流入する公共用水域 第3区水域 次に掲げる海域等及びこれらに流入する公共用水域（第1区水域に含まれる水域を除く。） 1 和歌山市、海南市、有田市、湯浅町、広川町、由良町及び日高町の地先海域 2 築地川及び水軒川 3 市堀川紀ノ川大橋、和歌山旭橋、日方川新湊橋、女良川旭橋、加茂川硯橋及び有田川安諦橋の各下流の河川の区域に含まれる水域

水質汚濁防止法〔昭和45年法律138号〕	4の5	1	(総量規制基準) 都道府県知事は、指定地域にあっては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。		
		2	都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。		
		3	第1項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。		
規則	1の4	1		(法第4条の5第1項の環境省令で定める規模) 法第4条の5第1項の環境省令で定める規模は、1日当たりの平均的な排出水の量(以下「日平均排水量」という。)が50立方メートルであるものとする。	
		1		(総量規制基準) 法第4条の5第1項の総量規制基準は、化学的酸素要求量については次に掲げる算式により定めるものとする。 $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$	
		2		法第4条の5第2項の総量規制基準は、化学的酸素要求	

		3	<p>量については次に掲げる算式により定めるものとする。</p> $Lc=(Cc_j \cdot Qc_j+Cc_i \cdot Qc_i+Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$ <p>第1項に規定するCc並びに前項に規定するCc_j、Cc_i及びCc_oの値（以下この項において「Cc等の値」という。）は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合にあっては、その区分。以下「化学的酸素要求量に係る業種等」という。）ごとに定められるものとする。ただし、海域及び湖沼以外の公共用水域に排水を排出する指定地域内事業場に係る場合であつて、当該環境大臣が定める範囲内においてCc等の値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が化学的酸素要求量に係る業種等ごとにCc等の値を別に定めたときは、この限りでない。</p>	
		4	<p>一の指定地域内事業場が二以上の化学的酸素要求量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第4条の5第1項又は第2項の総量規制基準は、当該化学的酸素要求量に係る業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。</p>	
1 の 6	1		<p>法第4条の5第1項の総量規制基準は、窒素含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。</p> $Ln=Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$	
	2		<p>法第4条の5第2項の総量規制基準は、窒素含有量については次の算式により定めるものとする。</p> $Ln=(Cn_i \cdot Qn_i+Cn_o \cdot Qn_o) \times 10^{-3}$	
	3		<p>第1項に規定するCn並びに前項に規定するCn_i及びCn_oの値は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内</p>	

		4	<p>において、当該環境大臣が定める業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合にあっては、その区分。次項において「窒素含有量に係る業種等」という。）ごとに定められるものとする。</p> <p>一の指定地域内事業場が二以上の窒素含有量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第4条の5第1項又は第2項の総量規制基準は、当該窒素含有量に係る業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。</p>	
1 の 7	1		<p>法第4条の5第1項の総量規制基準は、りん含有量については次の掲げる算式により定めるものとする。</p> $Lp=Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$	
	2		<p>法第4条の5第2項の総量規制基準は、りん含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。</p> $Lp= (Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$	
	3		<p>第1項に規定するCp並びに前項に規定するCpi及びCpoの値は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合にあっては、その区分。次項において「りん含有量に係る業種等」という。）ごとに定められるものとする。</p>	
	4		<p>一の指定地域内事業場が二以上のりん含有量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第4条の5第1項又は第2項の総量規制基準は、当該りん含有量に係る業種ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。</p>	

告示			第8次総量規制基準 平成29年6月30日和歌山県告示第831号 (前文 別表1 別表2は告示のとおり)	
----	--	--	---	--

2) 特定施設の構造等の変更

種類	条 項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 指 針
法	8 1	第5条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令に定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。		
規則	3 2		法第5条第1項及び第8条第1項の規定による許可の申請は、様式第1による申請書によってしなければならない。	
	7 1		法第8条第1項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 一 様式第1の別紙1から別紙3までのその他参考となるべき事項の欄に記載した事項 二 様式第1の別紙4又は別紙5その他参考となるべき事項の欄に記載した事項（排水の量（排水系統別の量を含む。）に係るものに限る。）	
法	8 2	前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。		
規則	3 3		法第8条第2項の環境省令で定める事項は、様式第1に記載すべき事項とする。	
法	8 3	第5条第3項から第7項までの規定は第1項の許可申請があった場合（環境省令で定める場合を除く。）に、第6条の規定は同項の許可の申請があった場合に準用する。		

規則	7 の 2		<p>法第8条第3項の環境省令で定める場合は、同条第1項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排出基準が定められている事項に関するものに限る。)の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量が增大しないこと(処理施設により処理されない場合に限る。)</p> <p>ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。)の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(処理後の汚水等に係るものに限る。)が増大しないこと。</p> <p>ハ 排水の排出の方法(排水口の位置及び数並びに排出先を含む。以下本条において同じ。)に変更がないこと。</p> <p>二 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 特定施設の使用時(汚水等の処理施設の使用時を含む。)において当該特定施設を設置する工場又は事業場の各排水口における排水の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。)の通常値及び最大値並びに当該排水の1日当たりの通常量及び最大量が增大しないこと。</p> <p>ロ 前号ハに掲げること。</p>	
----	-------------	--	--	--

			<p>三 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 前号イに掲げること。</p> <p>ロ 排水口の使用の全部又は一部を廃止すること（この場合において、既存の排水口を引き続き使用するときは、当該排水口について排出水の排出の方法に変更がない場合に限る。）</p>	
--	--	--	---	--

2 土壌汚染対策法

1) 健康に係る被害が生じるおそれがない旨の確認

種類	条 項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 指 針
法	3 1	<p>使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設（次項において単に「特定施設」という。）であって、同条第2項第1号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)</p>	
規則	16 1		<p>法第3条第1項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第3による申請書を提出しなければならない。</p>	

通知				<ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地 三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類 四 確認を受けようとする土地の場所 五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法 	<p>土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について（環水大土発第100305002号平成22年3月5日（環水大土発第1703313号平成29年3月31日環境省水・大気環境局長通知）</p>
----	--	--	--	--	--

2) 区域指定の申請

種類	条	項	法令の定め	審査基準	指導指針
法	14	1	<p>土地の所有者等は、第3条第1項本文、第4条第3項本文及び第5条第1項の規定の適用を受けない土地（第4条第2項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないと判断するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第1項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。</p>	<p>法第14条第1項の申請は、様式第11による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>法第14条第2項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 申請に係る土地の所在地 三 申請に係る調査における試料採取等対象物質 四 申請に係る調査において土壤その他の試料分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称 五 申請に係る調査を行った者の氏名又は名称 	
規則	54	1			
	55	1			

法	14	2	<p>前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p>		
規則	56	1		<p>法第14条第2項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請に係る土地の周辺の地図 二 申請に係る土地の場所を明らかにした図面 三 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類 四 申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあつては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類 	<p>土壌汚染対策法の自主申請活用の手引き （環境省 http://www.env.go.jp/water/dojo/g1-man.html）</p>

3) 汚染土壌処理業の許可（更新）

種類	条	項	法令の定め	審査基準	指導指針
法	22	1	汚染土壌の処理（当該要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）	
業令					
法	22	2	前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 汚染土壌処理施設の設置の場所 三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力 四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 五 その他環境省令で定める事項		
業令	2	1	(汚染土壌処理業の許可の申請) 法第22条第2項の申請書（以下「申請書」という。）の様式は、様式第1のとおりとする。		
		2	申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類		

			<p>二 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面</p> <p>三 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</p> <p>四 汚染土壌の処理工程図</p> <p>五 申請者が汚染土壌処理施設を使用する権原を有すること）を証する書類</p> <p>六 他に法第22条第1項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第14条第1項の許可証の写し</p> <p>七 埋立処理施設のうち公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し</p> <p>八 汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類</p> <p>九 汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <p>十 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>十一 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>十二 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書</p> <p>十三 申請者が個人である場合には、住民票の写し</p> <p>十四 申請者が法第22条第3項第2号イからハマでに該当しない者であることを誓約する書類</p>	
--	--	--	---	--

			<p>十五 申請者が法人である場合には、法第22条第3項第2号ハに規定するその事業を行う役員の住民票の写し</p> <p>十六 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水（以下「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排水」という。）及び排水に係る用水の系統を説明する書類</p> <p>十七 排水口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除される水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排水の水質の測定方法を記載した書類</p> <p>十八 汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下同じ。）の水質の測定方法を記載した書類</p> <p>十九 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類</p> <p>二十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる第4条第1号ヌ(1)</p>	
--	--	--	---	--

	3	1		<p>から(6)までに掲げる物質、土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。次条第2号及び第5条第16号ロにおいて「令」という。）第1条第13号に掲げる物質及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。第4条第2号ロ(2)(ハ)及び第5条第16号ロにおいて同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類</p> <p>二十一 法第27条第1項に規定する措置（第4条第2号2において「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類</p> <p>二十二 汚染土壤処理施設において処理した汚染土壤であって規則第31条第1項又は第2項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壤処理施設以外の汚染土壤処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壤処理施設（以下「再処理汚染土壤処理施設」という。）について法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る第14条第1項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壤処理施設において当該汚染土壤の引渡しを受けることについての同意書</p> <p>法第22条第2項第5号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地</p> <p>二 他に法第22条第1項の許可を受けている場合にあっては、当該許可をした都道府県知事（令第</p>	
--	---	---	--	--	--

通知	22	3	都道府県知事は、第1項の許可の申請が次	<p>8条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。)及び当該許可に係る許可番号(同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事および申請年月日)</p> <p>三 汚染土壌の処理の方法</p> <p>四 セメント製造施設にあつては、製造されるセメントの品質管理の方法</p> <p>五 汚染土壌の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量</p> <p>六 申請者が法人である場合には、法第22条第3項第2号ハに規定するその事業を行う役員の氏名及び住所</p> <p>七 再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項</p> <p>イ 再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地</p> <p>ロ 再処理汚染土壌処理施設についての法第22条第1項の許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号</p> <p>ハ 再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力</p>	<p>汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について (平成23年7月8日付環水大土発第110706003号 環境省水・大気環境局土壌環境課長 通知)</p> <p>土壌汚染対策法の改正等を踏まえた汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について (平成29年12月27日付付環水大土発第1712272号 環境省水・大気環境局土壌環境課長 通知)</p>
法	22	3	都道府県知事は、第1項の許可の申請が次		

業令	1	1	<p>に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合する者であること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づき処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 第25条の規定により許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止策等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（トにおいて暴力団員等）という。）</p> <p>ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの</p> <p>ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>土壌汚染対策法第22条第2項第3号に規定する汚染土壌処理施設（法第22条第1項に規定する汚染</p>	
----	---	---	--	---	--

			<p>土壌処理施設をいう。以下同じ。)の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 浄化等処理施設 汚染土壌（法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。）について浄化（汚染土壌に含まれる特定有害物質（法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項の基準に適合させることをいう。第5条第17号イにおいて同じ。）、溶融（汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第31条第1項及び第2項の基準に適合させることをいう。第5条第17号イにおいて同じ。）又は不溶化（薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。同条第4号ロにおいて同じ。）を行うための施設（次号に掲げる施設を除く。）</p> <p>二 セメント製造施設 汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設</p> <p>三 埋立処理施設 汚染土壌の埋立てを行うための施設</p> <p>四 分別等処理施設 汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設</p> <p>(汚染土壌処理業の許可の基準) 法第22条第3項第1号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 汚染土壌処理施設に関する基準</p>	
	4	1		

			<p>イ 汚染土壌処理施設が第1条各号に掲げる施設のいずれかに該当すること。</p> <p>ロ 申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に応じた汚染土壌処理施設であること。</p> <p>ハ 自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること。</p> <p>ニ 汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体、汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。</p> <p>ヘ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。</p> <p>ト 排水水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。</p> <p>(1) 排水口における排水の水質を次に掲げる基準（次条第13号イにおいて「排水基準」という。）に適合させるために必要な処理設備</p> <p>(イ)排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第2の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれ表の下欄に掲げる許容限度（水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。</p> <p>(ロ)ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第2条第1項第2号に規定する方法により測定した場合における測</p>	
--	--	--	--	--

			<p>定値が同令別表第2の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。</p> <p>(2) ト(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排出水の水質を測定するための設備</p> <p>チ 排出水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。</p> <p>(1) 排水口における排出水の水質を下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法第12条の2第3項の規定により同令第9条の5第1項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合においては、当該水質の基準を含む。次条第14号イにおいて「排除基準」という。）に適合させるために必要な処理設備</p> <p>(2) 下水道法施行令第9条の4第2項の国土交通省令・環境省令で定める方法（次条第14号ロにおいて、「下水道測定方法」という。）により排出水の水質を測定するための設備</p> <p>リ 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること。ただし、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設において汚水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの（次条第15号において「地下浸透防止措置」という。）が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>ヌ 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、排出口における次の(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量が当該(1)から(6)までに</p>	
--	--	--	--	--

			<p>掲げる許容限度を超えないようにするために必要な処理設備及び環境大臣が定める方法により大気有害物質の量を測定するための設備が設けられていること。この場合において、(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる許容限度は大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）別表第3の備考1に掲げる方法（当該許容限度に係る大気有害物質に係るものに限る。）による測定される量として表示されたものとし、(3)に掲げる許容限度は同表の備考2に掲げる式により算出された量とし、(6)に掲げる許容限度は同令別表第3の2の備考に掲げる式により算出された量とする。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 1.0ミigram (2) 塩素 30ミigram (3) 塩化水素 700ミigram (4) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 10ミigram (5) 鉛及びその化合物 20ミigram (6) 窒素酸化物 250立方センチメートル（排出ガス量が1日当たり10立方メートル未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、350立方センチメートル）</p> <p>二 申請者の能力に関する法律</p> <p>イ 汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者がいること。）</p> <p>ロ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有する者として次に掲げる者を当該汚染土壌処理施設に配置していること。</p> <p>(1) 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有する者</p>	
--	--	--	---	--

			<p>(2) 汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者として次に掲げる者</p> <p>(イ) 大気汚染に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者</p> <p>(i) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目として大気管理を選択した者に限る。）</p> <p>(ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第7条第1項第1号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号）別表第2の1の項の下欄に規定する大気関係第一種有資格者又は同表の2の項の下欄に規定する大気関係第2種有資格者に限る。）</p> <p>(iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号）別表第3に規定する大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格した者</p> <p>(iv) (i)から(iii)までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者</p> <p>(ロ) 水質汚濁に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者</p> <p>(i) 技術士法による第2次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目として水質管理を選択した者に限る。）</p> <p>(ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項第1号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別</p>	
--	--	--	--	--

法	22	4	<p>第1項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p>	<p>表第2の5の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の六の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。</p> <p>(iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第3に規定する水質概論及び水質有害物質特論の科目に合格した者</p> <p>(iv) (i) から (iii) までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者</p> <p>(ハ) 汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設にあつては、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項第1号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第2の12の項の下欄に規定する者に限る。）又は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第3に規定するダイオキシン類概論及びダイオキシン類特論の科目に合格した者</p> <p>ハ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>ニ 廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎を有すること。</p>	
		5	<p>第2項及び第3項の規定は、前項の更新について準用する。</p>		

4) 汚染土壌処理業の変更許可

種類	条 項	法令の定め	審査基準	指導指針
法	23 1	<p>汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第2項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>(参考) 法第22条</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力</p> <p>四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態</p>		
業令	8 1		<p>(汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請)</p> <p>法第23条第1項の変更の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第二による申請書(次項において、「変更申請書」という。)を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称</p> <p>三 汚染土壌処理施設の設置の場所</p>	

法	23	2	<p>四 許可の年月日及び許可番号</p> <p>五 変更の内容</p> <p>六 変更のための工事を行う場合にあつては、当該工事の着工予定年月日及び当該工事後の汚染土壌処理施設の使用開始予定年月日</p> <p>変更申請書には、法第22条第2項第3号又は第4号に掲げる事項の変更が第2条第2項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。</p>	
		9 1	<p>法23条第1項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、法第22条第2項の申請書に記載した処理能力（当該処理能力について法第23条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの）の減少であつて、当該減少の割合が10パーセント未満であるものとする。</p>	
		2	<p>前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>(参考)</p> <p>法第22条</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づき処分に違</p>	

		<p> 反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ロ 第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 ハ 暴力団員による不当な行為の防止策等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくかつた日から5年を経過しない者（トにおいて暴力団員等）という。） ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者 </p>		
--	--	---	--	--

法	27 の 2	2	<p>第22条第3項の規定は、前項の承認について準用する。</p> <p>(参考) 法第22条</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づき処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止策等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくかつ日から5年を経過しない者（トにおいて暴力団員等）という。）</p> <p>二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ</p>	<p>住所</p> <p>十 譲受人に令第6条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所</p>	
---	--------------	---	---	---	--

		<p>、ロ又はハのいずれかに該当するもの</p> <p>ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>へ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>		
--	--	--	--	--

6) 汚染土壌処理業の合併及び分割

種類	条 項	法令の定め	審査基準	指導指針
法	27 の 3	1 汚染土壌処理業者である法人の合併の場合（汚染土壌処理業者である法人と汚染土壌処理業者でない法人が合併する場合において、汚染土壌処理業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該汚染土壌処理業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壌処理業の全部を承継した法人は、汚染土壌処理業者の地位を承継する。		
業令	15 1		<p>(汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請)</p> <p>法第27条の3第1項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第7による申請書（次項において、「合併承認申請書又は分割承認申請書」という。）を提出して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 合併又は分割の当事者の名所及び住所並びに代表者の氏名 二 合併又は分割の日 三 合併又は分割の方法 四 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称 五 汚染土壌処理施設の設置の場所 六 汚染土壌処理施設の種類 七 許可の年月日及び許可番号 八 合併又は分割の当事者が他に法第22条第1項の許可を受けている場合にあつては、当該許可を 	

法	27 の 3	2 第22条第3項の規定は、前項の承認について準用する。 (参考) 法第22条 3 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ この法律又はこの法律に基づき処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ロ 第25条の規定により許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者	した都道府県知事及び当該許可に係る許可番号 (同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日) 九 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該汚染土壌処理業を承継する法人に係る次に掲げる事項 イ 名称及び住所並びに代表者となる者の氏名 ロ 法第22条第3項第2号ホに規定する役員となる者の氏名及び住所 ハ 令第6条に規定する使用人となる者がある場合には、その者の氏名及び住所	
---	--------------	---	---	--

		<p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止策等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（トにおいて暴力団員等）という。）</p> <p>ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの</p> <p>ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>		
--	--	---	--	--

7) 汚染土壌処理業の相続

種類	条 項	法令の定め	審査基準	指導指針
法	27 の 4	1 汚染土壌処理業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壌処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項、次項及び第四項において、同じ。）が当該汚染土壌処理業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。		
業令	16 1		<p>(汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請)</p> <p>法第27条の4第1項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第8による申請書（次項において、「相続承認申請書」という。）を提出して行うものとする。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄</p> <p>二 被相続人の氏名及び死亡時の住所</p> <p>四 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称</p> <p>五 汚染土壌処理施設の設置の場所</p> <p>六 汚染土壌処理施設の種類</p> <p>七 許可の年月日及び許可番号</p> <p>八 申請者が他に法第22条第1項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）</p> <p>九 申請以外に相続人があるときは、その者の氏名</p>	

法	27 の 4	<p>2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第22条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>3 第22条第3項（第2号ホに係る部分を除く。）の規定は、第1項の承認について準用する。</p> <p>（参考） 法第22条</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づき処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p>	<p>及び住所</p> <p>十 申請者が法第22条第3項第2号二に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>十一 申請者に令第6条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所</p>	
---	--------------	--	---	--

		<p>ロ 第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止策等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（トにおいて暴力団員等）という。）</p> <p>ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの</p> <p>ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>		
--	--	--	--	--

8) 指定調査機関の指定（更新）

種類	条	項	法令の定め	審査基準	指導指針
法	29	1	(指定の申請) 第3条第1項の指定は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査等を行おうとする者の申請により行う。		
	30	1	(欠格条項) 次の各号のいずれかに該当する者は、第3条第1項の指定を受けることができない。 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 二 第42条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの		
	31	1	(指定の基準) 環境大臣又は都道府県知事は、第3条第1項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。 一 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経済的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。 二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。		

指定令	1	1	<p>三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>(指定調査機関の指定の申請)</p> <p>土壤汚染対策法（以下「法という。」第29条の規定により法第3条第1項の指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において法第29条に規定する土壤汚染状況調査等（以下「土壤汚染状況調査等」という。）を行おうとする場合にあっては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に様式第一による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p>	
		2	<p>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款又は寄付行為及び登記事項証明書</p> <p>二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書</p> <p>三 法第33条に規定する技術管理者（以下「技術管理者証」という。）の交付番号を記載した書類</p> <p>四 土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所ごとの事業所ごとの技術管理者の配置の状況を記載した書類</p> <p>五 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴、法人の種類に応じて次条第3項各号に定める構成員の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合</p> <p>六 申請者が法第30条各号の規定に該当しないことを説明した書類</p> <p>七 申請者が法31条第2号及び第3号の規定に適合することを説明した書類</p>		

2	1	<p>(指定調査機関の指定の基準)</p> <p>法第31条第1号の環境省令で定める基準であつて経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 債務超過となっていないこと。 二 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。 	
	2	<p>法第31条第1号の環境省令で定める基準であつて技術的能力に係るものは、法第34条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていることとする。</p>	
	3	<p>法第31条第2号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一般社団法人 社員 二 会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項の持分会社 社員 三 会社法第2条第1号の株式会社 株主 四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前3号に定める者に類するもの 	
	4	<p>法第31条第3号の環境省令で定める基準は、土壤汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壤汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。 二 土壤汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。 三 前2号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査 	

手引 き	法	32	1	(指定の更新) 第3条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。	土壌汚染対策法に規定する指定調査機関に係る指定等の手引き（平成28年6月版 環境省水・大気環境局土壌環境課）
			2	前3条の規定は、前項の指定の更新について準用する。		
指定 令	3	1	1	(指定の更新の申請) 法第32条第1項の指定の更新を受けようとする法第4条第2項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の3月前までに、様式第二による申請書に第1条第2項各号に掲げる書類を添付して、これをその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下「環境大臣等」という。）に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣等に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。		
			2	前項の指定の更新の申請があった場合において、その指定の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の指定は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。		
			3	前項の場合において、指定の更新がされたときは		

				<p>、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p>	
--	--	--	--	---	--

3 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

1) 第一種フロン類充填回収業者の登録（更新）

種類	条	項	法令の定め	審査基準	指導指針
法	27	1	<p>(第一種フロン類充填回収業者の登録)</p> <p>第一種フロン類の充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p>		
		2	<p>前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p> <p>三 その業務に係る第一種特定製品の種類並びに冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類</p> <p>四 事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力</p> <p>五 その他主務省令で定める事項</p>		
規則	8	1		<p>(第一種フロン類充填回収業者の登録の申請)</p> <p>法第27条第2項（法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第一種フロン類充填回収業者の登録の申請をしようとする者は、様式第1による申請書に次に掲げる書類を添えて、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者が法人である場合においては、登記事項</p>	

法	29	1	<p>(登録の拒否)</p> <p>都道府県知事は、第27条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第2項の規定による登録の申請に係る同項第4号に掲げる事項が第一種特定製品へのフロン類の充填を適正に実施し、及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を適正にかつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 この法律の規定若しくは使用済自動車再</p>	<p>証明書</p> <p>二 申請者がフロン類回収設備の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類</p> <p>三 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類</p> <p>四 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第29条第1項各号に該当しないことを説明する書類</p> <p>法第27条第2項第5号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 事業所ごとのフロン類回収設備の数</p> <p>二 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充填量が50キログラム以上の第一種特定製品からの回収を行う場合にはその旨</p>	
---	----	---	--	---	--

規則	9	1	<p>資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第2条第11項に規定する引取業者をいう。第71条第2項及び第87条第2号において同じ。））、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第2条第16項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第51条第2号ロ及び第64条第2号ロにおいて同じ。）に係るものに限る。第51条第2号ロ及び第64条第2号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>三 第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者</p> <p>四 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>五 第35条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>六 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>（第一種フロン類充填回収業者の登録の基準）</p> <p>法第29条第1項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。</p>	
----	---	---	--	---	--

法	30	<p>(登録の更新)</p> <p>1 第27条第1項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 第27条第2項、第28条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。</p> <p>3 第1項の更新申請があった場合において、同項の期間（以下この条において、「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p>	<p>二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。</p> <p>三 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充填量が50キログラム以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、1分間に200グラム以上のフロン類を回収できるものであること。</p>	
---	----	--	---	--

2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 49 条第 1 号の規定による認定及びその更新

種類	条	項	法令の定め	審査基準	指導指針
法	46	1	<p>(第一種フロン類充填回収業者の引渡義務)</p> <p>第一種フロン充填回収業者は、第39条第1項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において第37条第1項ただし書の規定により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充填したもの以外のものがあるとき、又は第39条第5項若しくは第44条第1項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第50条第1項ただし書の規定により自ら当該フロン類の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第一フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。</p>		
規則	49	1		<p>(第一種フロン充填回収業者の引渡義務の例外)</p> <p>法第46条第1項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であって、かつ、次に掲げる要件のすべてに該当するものとして都道府県知事が認めるものに引き渡す場合</p> <p>イ フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、次に掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から5年間保存することが確実であること。</p> <p>(1) フロン類を引き取った年月日及び引き取ったフロン類の種類ごとの量</p>	

			<p>(2) フロン類の引取りを求めた第一種フロン類 充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番 号</p> <p>(3) フロン類を第一種フロン類再生業者に引き 渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名 称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量</p> <p>(4) フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した 年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び 引き渡したフロン類の種類ごとの量</p> <p>ロ 毎年度終了後45日以内に、次に掲げる事項に ついて都道府県知事に報告することが確実で あること。</p> <p>(1) 前年度において引き取ったフロン類の種類 ごとの量</p> <p>(2) 前年度の年度当初に保管していたフロン類 の種類ごとの量</p> <p>(3) 前年度において第一種フロン類再生業者に 引き渡したフロン類の種類ごとの量</p> <p>(4) 前年度においてフロン類破壊業者に引き渡 したフロン類の種類ごとの量</p> <p>(5) 前年度の年度末に保管していたフロン類の 種類ごとの量</p>	
--	--	--	--	--

付則

- 1 本基準は、平成30年4月1日から適用する。